

議員提出議案第2号

産業廃棄物最終処分場の設置反対に関する意見書の提出について

上記意見書を下記のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出する。

平成24年3月14日 提出

平成24年3月14日 可決

提出者	野口 靖	賛成者	窪田 行隆	賛成者	隅田川徳一	賛成者	松本啓太郎
賛成者	茂木 光雄	〃	山田 朱美	〃	渡辺新一郎	〃	松村 晋之
〃	橋本 新一	〃	青木 貴俊	〃	高桑 藤雄	〃	岩崎 和則
〃	久保 信夫	〃	神田 和生	〃	針谷 賢一	〃	斉藤千枝子
〃	佐藤 淳	〃	渡辺 徳治	〃	大久保協城	〃	冬木 一俊
〃	反町 清						

産業廃棄物最終処分場の設置反対に関する意見書（案）

趣旨

事業者東明興業株式会社より、藤岡市三本木字清水913番地ほか119筆に産業廃棄物最終処分場（管理型、安定型）の設置に関する「廃棄物処理施設設置等事前協議書」が、群馬県環境森林事務所に提示されました。

その「協議書」によると、処理する廃棄物の種類は、管理型では陶器くず、がれき類、廃プラスチック類で、全てに石綿が含まれます。

また、安定型の産業廃棄物は、石綿を含む5品目で、管理型及び安定型の埋立地面積は4万5,725平方メートル、埋立容積は51万7,200立方メートル。施設の処理方式については、管理型はサンドイッチ工法、安定型はセル式となっています。

産業廃棄物最終処分場設置計画地は、一級河川「三名川」に隣接し、三本木地区（第56区）南側の居住区より100メートル以内に設置されるため、三本木・保美両地区において、水質汚染をはじめ、耕作地等の土壤汚染、アスベストやダイオキシンなどによる大気汚染、人体及び周辺地域に生息する生物への悪影響、運搬車両増加に伴う交通障害など、多くの弊害に対する住民の不安は強く、三本木並びに保美地区において、臨時総会が開催され、両地区ともに設置反対の決議を行い、多くの反対署名を集め、設置反対の陳情を、群馬県並びに藤岡市議会へ提出いたしました。

設置予定地周辺には、本件施設から300メートルの範囲内に美九里西小学校があり、周辺は子どもたちの学習の場になっており、将来を担う子どもたちに与える悪影響が懸念されます。また、500メートルの範囲内には、藤岡市中央浄水場や藤岡総合運動公園があります。いずれの施設も、藤岡市民の環境保全と健康の源となる施設であり、美九里地区のみならず、藤岡市民全体に影響を及ぼす心配もあります。

さらに、近接する三名川や保美憩いの広場は、子どもから高齢者が集う場所であり、健康への悪影響の恐れがあります。

これまで三本木・保美地区は、藤岡市清掃センターを受け入れた結果、清掃センターから排出される煙や悪臭により、気分を害したり、洗濯の干し場に困ったりと、少なからず影響を受けてきました。

そのほか過去には、ゴルフ場から除草剤などの溶分を含んだ排水や、一般廃棄物の焼却残灰処分場（現在の保美憩いの広場）からの排水が三名川に流れ出し、河川が汚染され、生物が消滅しました。また、三名川は、この地区の農業用水として利用されており、田植えが危ぶまれるなど、水稻栽培をはじめとする農業にも悪影響が生じました。

また、三本木地区に隣接する高山地区には、世界遺産暫定リストに掲載された「富岡製糸場と絹産業遺産群」の1つである「高山社」があり、世界遺産に登録されれば、多くの見学者が訪れる場所になります。よって、施設を設置することは、世界遺産登録の阻害要因となるばかりでなく、見学者にも悪影響を与えることとなるため、このような地に施設を設置するなど言語道断であります。

また、施設の計画地には、第1級の活断層である「中央構造線」が通っており、東日本大震災のような災害がいつ起こるかわかりません。このような状況の地に、施設を設置すべきではないと考えます。

以上のことから、地域住民の身体・生命、藤岡市の美しい自然や歴史的遺産を守るためにも、本件施設の設置には断固反対し、ここに許認可権を有する群馬県に対し、以下の事項について強く求めます。

記

1. 藤岡市三本木・保美地区内への産業廃棄物最終処分場建設を許可しないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年3月14日

藤岡市議会議長 吉田 達哉

群馬県知事 宛